

一般社団法人日本リウマチ学会登録ソノグラファー規則施行細則

2014年制定

2014年11月一部改正

2016年4月一部改正

第1条 登録ソノグラファー規則（以下「規則」という。）の運用にあたり、規則に定められた以外の事項について次のように定める。

（ソノグラファー登録委員会）

第2条 理事長は次の各号に従い、ソノグラファー登録委員を選任する。

- 2 ソノグラファー登録に関する業務を行うためのソノグラファー登録委員の定数は9名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会の事務は、一般社団法人日本リウマチ学会事務局で行う。
- 5 委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

（ソノグラファー登録委員会の運営）

第3条 ソノグラファー登録委員会は、登録審査を担当する。

- 2 審査の方法は、ソノグラファー登録委員会がこれを定める。
- 3 ソノグラファー登録委員会は、関節リウマチ及び類似疾患の検査に必要な超音波検査に関する知識、経験及び技能その他必要事項について試験を行う。
- 4 ソノグラファー登録委員会は、経歴、検査実績、知識及び技能等から総合的判断により登録可否を定める。

（登録の申請）

第4条 ソノグラファーの登録の申請受付期間は、毎年8月1日から9月末日までとする。

（審査料等）

第5条 規則第3条の登録審査料は、1万円とする。

- 2 規則第3条の登録料は、5千円とする。
- 3 規則第5条第2項の再登録料は、5千円とする。
- 4 納付された審査料、登録料または更新料は、返却しない。

(再登録)

第6条 ソノグラファー登録を維持するには、規則第5条第2項に示す登録の有効期間の3年間に、総単位数として15単位以上を取得し、100例以上のリウマチ疾患の関節超音波検査の実務経験を有する必要がある。単位の対象となる研修会および取得単位数は、会員または非会員を問わず「専門医制度規則」の「専門医資格維持施行細則」に準ずるものとする。

2 ソノグラファーの再登録の審査を受けようとする者は、次の各号の書類に再登録料を添えて、有効期間満了の2ヶ月前までに学会に提出するものとする。

① 再登録申請書(様式1)

② 第1項を満たす事を証する書類(様式3)

③ リウマチ専門医の推薦書(様式4)

3 第1項および第2項の再登録に必要な所定の項目を満たさないときは、ソノグラファーの登録を喪失する。なお、登録喪失後、再度ソノグラファーの登録を希望する場合は、規則第4条の申請手続きを行わなければならない。

4 大学院進学、海外留学、病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、「再登録延長申請書」(様式5)と証明する書面を添えて登録期間の延長を申請することができる。

附則(2014年11月9日)

この規則施行細則の改正は2014年度第4回理事会での承認を受け2015年1月1日から施行する。

附則(2016年4月20日)

この規則施行細則の改正は2016年度第1回理事会での承認を受け2016年5月1日から施行する。